鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用に関する緊急提言

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金については、去る４月の事業仕分けにより国庫返納すべきとされ、また、９月には、会計検査院からも余裕資金の国庫納付に関する意見が示された。また、財務省においては、その剰余金を平成２３年度予算の一般財源として活用することについて、関係省庁と協議中と聞いている。

この利益剰余金は、新幹線債権に係る収入、旧国鉄用地売却収入、ＪＲ各社の株式売却収入などにより発生したものであることを勘案すると、鉄道機能の活性化のために活用されるべきものである。

整備新幹線は、我が国の経済発展や地域振興を図る国家プロジェクトとして、昭和４８年に整備計画が決定されて以来、４０年近く経過したにもかかわらず、未だに整備が完了されていない。また、新幹線整備に伴い生じた並行在来線についても、地域の足として安定的な運営が必要とされている。

以上を踏まえ、この利益剰余金については、整備新幹線の整備に関する財源、並行在来線の維持確保の財源として活用されることを提言する。

平成２２年１１月２日

整備新幹線関係１８都道府県期成同盟会

北海道、青森県、岩手県、東京都、埼玉県、群馬県、
長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、
大阪府、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、鹿児島県